

## 第8章 福祉施設

- 厚生年金保険及び国民年金の福祉施設については、「民間と競合する公的施設の改革について（平成12年5月26日閣議決定）」、「社会保険病院の在り方の見直し（平成14年12月25日厚生労働省方針）」等の趣旨に沿って、制度の厳しい財政状況、福祉施設を取り巻く社会環境や国民ニーズの変化等を踏まえ、今後、施設整備について保険料財源を投入しないことを基本とするなど、その見直しを行う。

## 確定拠出年金の関係税制改正要望

### (1) 拠出限度額の引上げ

- 公的年金制度の改革に合わせて、確定拠出年金の普及を図るために、公的年金の給付水準の見直し、長期的な運用利回りの低下傾向を踏まえ、拠出限度額を引き上げることがを要望する。

(企業型) 他の企業年金がない場合	3. 6万円	→	6. 6万円
他の企業年金がある場合	1. 8万円	→	3. 3万円
(個人型) 企業年金がない場合	1. 5万円	→	6. 6万円
自営業者等	6. 8万円	→	6. 8万円

※国民年金基金の限度額と枠を共有

(注) 厚生労働省案による給付水準の調整(40年間平均的な賃金で働いた夫及び全期間専業主婦であった妻からなる夫婦世帯の場合の年金額の所得代替率54.7%)に対応した額

### (2) 中途脱退時の要件緩和

- 確定拠出年金は、年金としての老後保障を目的とすることから、中途脱退を制限しているが、資産が少額の場合は運営管理手数料等で資産が減少する状況にあることから、中途脱退の要件を緩和することを要望する。

※ 企業型から個人型に移行した者であって、第3号被保険者等個人型に拠出できない者については、資産が少額の場合(50万円以下)に脱退を認める。

※ 資産が極めて少額(1.5万円以下)の者は、個人型に移行することなく退職時に企業型で脱退を認める(現行は個人型へ移換)。